平成２４年（フ）第５６１号
相模原市中央区清新７丁目14番30号　セイシンヒルズ202
破産者　小野山晶彦
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３５３号
愛知県小牧市小牧４丁目847番地　エクセレント小牧402号、開始決定時の住所愛知県犬山市字藪畔199番地１　トゥインクルコート畔Ｆ114
破産者　松浦　史明
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６９５１号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目１番７号
破産者　奥村　善勇
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９５３号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目１番７号
破産者　奥村　貴之
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８３号
広島市西区横川町３丁目９番12―508号
破産者　鉄板焼宝山こと　西永　忠文
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６０号
広島市佐伯区三宅３丁目20番18号
破産者　茅本　　諭
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９３号
広島市安芸区中野７丁目43番18―102号フレグランス吉田Ａ
破産者　佐藤　安明
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１１号
広島市安佐南区上安３丁目１―７　ハイツ・ＦＭＫ―201、住民票上の住所岡山市南区若葉町８番29号
破産者　中原　寿和
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７号
福岡県筑紫郡那珂川町大字南面里629番地８
破産者　宇野　　浩
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７５号
福岡市城南区鳥飼５丁目２番43―704号
破産者　甲斐　信也
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３５号
福岡市城南区梅林１丁目11―２ジョイナスパートⅠ201号、住民票上の住所福岡市西区横浜１丁目７番１号
破産者　松本　　勝
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４２５号
福岡県糸島市南風台３丁目９番20号103
破産者　仲西　照明
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３１号
長崎県長崎市本尾町11番28号　県営住宅本尾団地Ｂ棟304号
破産者　村上　美保
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1164番地の１マンションおくはま105号
破産者　中村　英子
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２７３号
秋田市仁井田本町６丁目５番８号
破産者　今野　久雄
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９号
福島市北中央２丁目10番地　市住４―24、従前の住所福島市方木田字辻ノ内26番地の14
破産者　細川　隆二
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１４５号
福島県伊達市岡前75番地２　パレス岡前101号、従前の住所福島市上鳥渡字しのぶ台49番地の３
破産者　大野　勝正
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１８４号
千葉県銚子市芦崎町30番地の６　篠塚方
破産者　江畑　敏江
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１９０号
横浜市旭区今宿１丁目23番11号
破産者　小向　信次
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部